

[事案 2022-76] 新契約無効請求

・令和4年12月28日 裁定打切り

<事案の概要>

自分の知らない間に契約させられていたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年4月に契約した組立型保険（契約①）および令和3年3月に契約した組立型保険（契約②）について、以下等の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) コールセンターに電話するまで自分が契約者となっていたことを知らなかった。
- (2) 契約①②の申込書の契約者欄の署名は、自分の筆跡ではない。
- (3) 募集人である元配偶者が取扱者であるが、契約内容の説明を受けたことはない。
- (4) 保険会社に苦情申出をしたところ、各申込書には自分の署名があると説明された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①の申込書の契約者欄には、申立人の署名がある。
- (2) 契約②の申込書の契約者欄には、募集人の代筆による署名があるが、申立人とは当時夫婦であり、申立人から生命保険契約締結の代理権を授与されていた。
- (3) 契約①②の被保険者は募集人と申立人との間の子であり、子の保障のために保険料を支払うことは夫婦の日常家事債務にあたりと判断する余地もあると考えるが、保険料が著しく高額または保障内容が過大でもなく、夫婦の日常家事に関する契約であると当社が信じたことには、正当な理由がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 契約①について、申込書のような重要な文書の成立の真正に争いがある場合、これを判断するには慎重な事実認定が要請され、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、署名の筆跡鑑定、関連する書証の証拠調べ、関係者の尋問手続等を実施して事実を認定していく必要がある。
- (2) 契約②について、一般的に、生命保険契約締結について民法761条の日常の家事に関する法律行為と認めることは困難であると考えられるものの、当時、申立人の配偶者は募集人であり、申立人は、募集人が提案した申立外契約3件に特段の異論なく署名し、保険料支払や保険会社から届く郵便物の管理を募集人に一任していた事実関係に照らすと、申立人を契約者とする生命保険契約の締結につき、申立人が募集人に対し包括的な代理権を授与していたなどと解する余地を否定できないようにも思われる。
- (3) しかしながら、これらを正確に判断するためには、当時の夫婦それぞれの社会的地位、職業、資産、収入、契約①②の締結経緯、管理状況に加え、契約②の申込手続に至る事情等

を慎重に審理したうえで、関連する書証の証拠調べ、関係者の尋問手続等の厳格な証拠調べ手続を経る必要があるが、当審査会にはこの手続はない。

- (4) 本件を公正かつ適正な判断を行うためには、厳格な証拠調べ手続を行うことのできる裁判所における訴訟による解決が適当である。